

ごかのお知らせ (No.516)

お知らせ

屋外広告物の表示には許可が必要です

(都市建設課)

まちの中には、様々な種類の「屋外広告物※」があります。屋外広告物を表示するときは、原則として許可が必要です。※屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲示されたものなどをいいます。

○規制について

屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の観点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

・自己の店舗等から離れた場所に表示する場合

禁止地域（道路の敷地境界から一定の範囲の区域、信号の付近など）や禁止物件（街路樹、道路標識など）には原則として表示できません。

※ただし、自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する『自家広告物』については、一定の要件を満たすことで、禁止地域においても表示することができます。

○要件等の詳細については、都市建設課までお問い合わせください。

○許可期間について

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の申請が必要ですが、許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

都市建設課 都市計画G
☎(84)33347 (直通)

福(マル福)が高校3年生まで拡大されます

(町民税務課)

県と町が一体となって行っています妊産婦・小児・ひとり親・重度心身障害者の方々への医療福祉費の助成(マル福)のうち、小児マル福が10月1日から対象年齢の上限が次のとおり拡大されます。(ただし、所得制限があります。)

新たに申請が必要となる方は、個別に通知を発送します。

○拡大点

・新 高校3年生まで
・旧 中学3年生まで

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

農地利用実態調査を行います

(農業委員会)

将来の農業経営や農地の活用について、どのように考えていますか。「後継者が見つからず、今後、農地をどのように管理していくのか不安だ。」「このままでは遊休農地(耕作放棄地)になってしまふ。」「現役を引退するので農地を貸したい。」「新規就農するので農地を借りたい。」「など、農業委員会では様々な相談や意見をいただいています。

農地を一度荒廃させてしまうと、新しい借り手を見つけるのは大変です。

美しい風景を守り、地域の農業が持続的に展開できるように、「個人にとっても地域にとっても貴重な財産である農地を大切に守る」Ⅱ「所有者と作り手を結びつける」Ⅱ「農地利用の最適化」を進めることが必要です。

そこで、農業委員会では、まず、あなたがお持ちの農地について、「今、どのように使われているのか。」「今後、どのように活用していくのか。」など、お話を聞かせていただくことになりました。

○調査期間

8月から行政区ごとに、順番でお宅を訪問します。

○調査方法

農業委員、農地利用最適化推進委員が戸別に訪問します。

○準備するもの

・転作確認の営農計画書
・印鑑

※事前に農地の場所や状況の確認をお願いします。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)